

● ● ● ● ● 注 意 事 項 ● ● ● ● ●

(注1) 相手方の財産の調査 ご自身で相手方の財産を調査し、何を差押えの対象とするかを決めてください(対象とする財産により申立先、収入印紙や切手の額、別途の手続費用予納の有無などが異なります。)。なお、分かっている財産に対する強制執行を実施しても、全額の支払を受けられないときなど一定の条件を満たせば、財産開示手続(相手方に財産の有無、所在等を申告させる手続)の申立てをすることができます(詳細については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。)

(注2) 必要な書類などの準備 判決などをした裁判所で、執行文の付与と送達証明書の交付を受けてください(少額訴訟判決・仮執行宣言付き支払督促には執行文は不要です。)

(注3) 債権差押命令の申立て 申立書はご自身で作成してください(裁判所によってはFAXサービスで申立書ひな型を取り寄せることもできます。)。必要な収入印紙や切手の額、その他の添付書類については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。同時に「陳述催告の申立て」をすれば、差押えの対象となる債権の存否などについて、相手方の勤務先や相手方が預金を有する銀行など(第三債務者)から回答を得ることができます。

(注4) 差押え 給料差押えの場合、原則として相手方の給料の4分の1(扶養義務などに係る定期的に支払われる金銭を請求する場合には2分の1)を差し押さえることができます。ただし、相手方が既に退職している場合などには、差押えはできません。

(注5) 取立て 相手方(債務者)に債権差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、申立人(債権者)は相手方の勤務先など(第三債務者)から直接支払を受けることができます。これに応じないときは、申立人は相手方の勤務先などに対し、差し押さえた債権の支払を求める裁判を起こすことになります。なお、他の債権者が重ねて差押えをした場合には、裁判所が配当手続を行うまで支払を受けることはできません。

お問い合わせ先

※この用紙は再生紙を使用しています。

強制執行の申立てを される方のために

勝訴判決などを得たのに相手が支払わない場合、現実に債権を回収するための裁判所の手続として「強制執行」があります。



最高裁判所

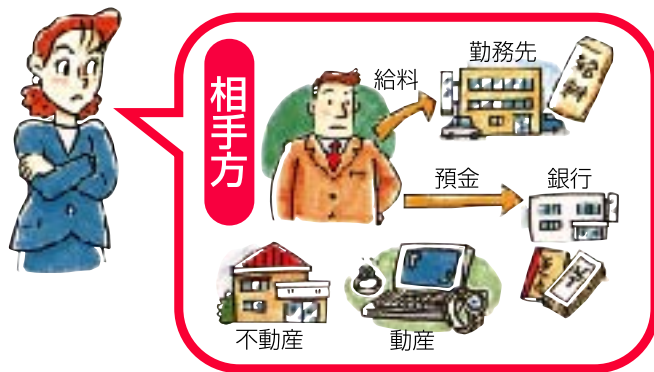
手続の流れ

※ (注1) から (注5) については裏面の「注意事項」をお読みください。

申立ての準備

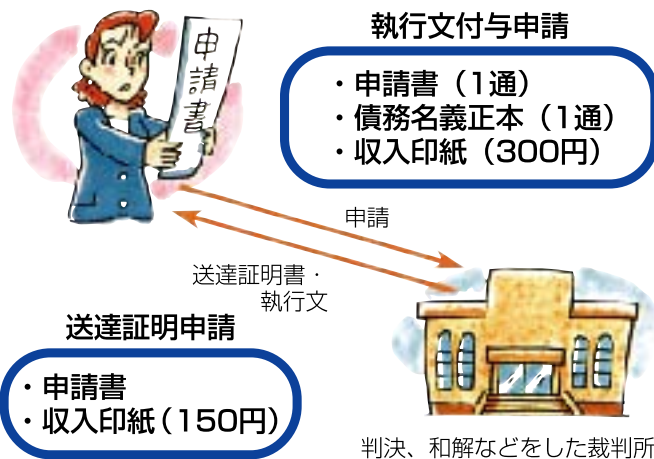
① 相手方の財産の調査 (注1)

何を差押えの対象としようかしら...



② 必要な書類などの準備 (注2)

1. 債務名義 (判決、和解調書、調停調書などのことです。)の正本
2. 送達証明書 (相手方が債務名義を受け取ったという証明書のことです。)
3. 執行文 (強制執行ができるという証明のことです。ただし、少額訴訟判決や仮執行宣言付き支払督促には不要です。)

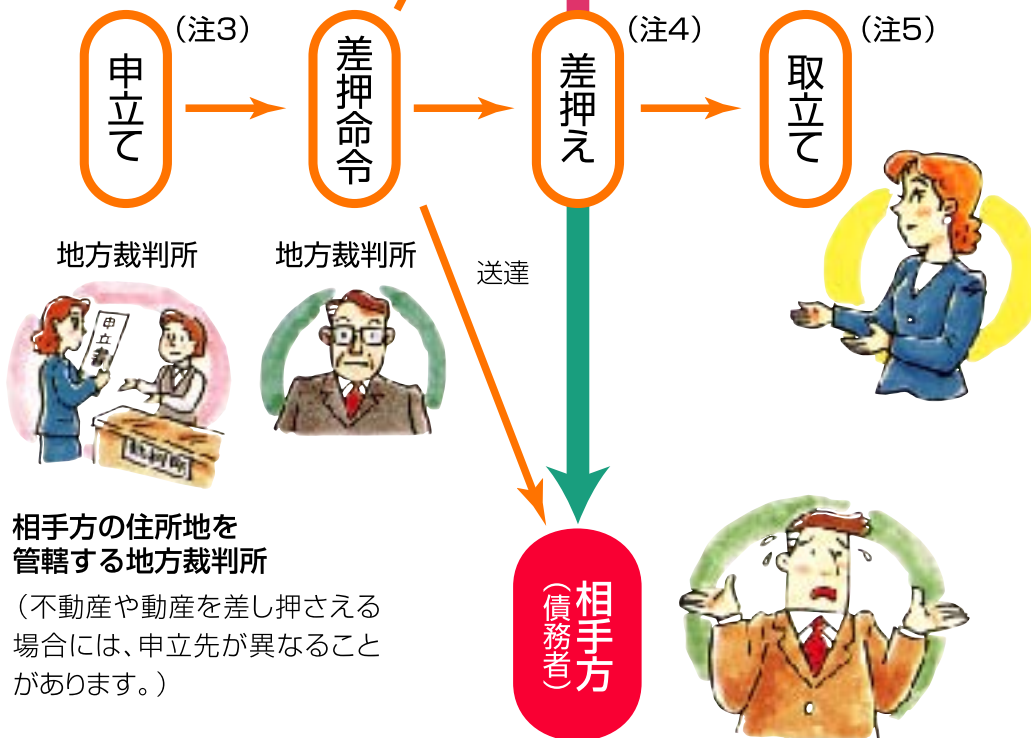


手続

例：給料を差し押さえる場合

債権差押命令の申立書の提出

- ・ 執行文付き債務名義の正本 (1通)
- ・ 送達証明書 (1通)
- ・ 収入印紙 (相手方が1人の場合、債務名義1つにつき4,000円)
- ・ 切手、その他の添付書類 (不動産や動産を差し押さえる場合には、別途手続費用を予納する必要があります。)



相手方の住所地を管轄する地方裁判所
(不動産や動産を差し押さえる場合には、申立先が異なることがあります。)

※ 簡易裁判所の少額訴訟手続で債務名義 (少額訴訟判決等) を得たときに限り、地方裁判所以外に、その簡易裁判所においても、金銭債権 (給料・預金等) に対する強制執行 (少額訴訟債権執行) を申し立てることができます。少額訴訟債権執行の基本的な手続の流れは、上記の例と同様です。